

北海道では、オオワシなどの鉛中毒を防止するため

鉛弾の使用・所持は



禁止です！

- ・ 特定鉛弾を使用する猟法は、平成16年から全道一円で禁止されています。
- ・ 北海道エゾシカ対策推進条例において、平成26年からエゾシカを捕獲する目的での特定鉛弾の所持を禁止しています。

【特定鉛弾とは】

エゾシカの捕獲に使用できる猟銃用の実包であって、その弾丸部分が鉛を含む物質で作られているもの。(ただし、着弾時に鉛が飛散しない構造になっているライフル実包及び粒径が7ミリメートル未満の散弾の実包を除く。)